

平成 24 年度地域国際化施策支援特別対策事業助成申請留意事項

1. 要綱第 3 条（助成対象事業）について

要綱に定める事項に留意し、事業計画書を作成してください。

・重要性が高い事業とは？

地域の多文化共生又は国際交流を更に深化・充実させるために重要と考えられる事業

ex. 地域の関係団体（民間、NPO、ボランティア団体等）と連携して行う事業

他事業（JETプログラム事業等）と連動し、相互の効果が見込める事業

地域住民等幅広い参加が見込まれる事業など

・必要性が高い事業とは？

地域の国際交流事業を、今後も継続して行うために必要と考えられる事業。なお、多文化共生事業については要綱第 3 条の(2)を参照。

ex. 既存の姉妹提携を活性化させる事業や、若者の人材育成につながる交流事業など

・独自性がある事業とは

地域特有の性質（歴史、文化、地勢等）を活かした事業

ex. 提携先都市と関係性の深い文化財や地理的環境をテーマにした交流事業など

・先進性がある事業とは

これまでの手法と異なる方法を用いた事業や、重要性・必要性が高いにも関わらず、先例の少ない事業

ex. IT技術等を用いた交流、広域連携を伴った生活支援事業など

・他団体の範になる事業とは

上記のような特徴的な事業を行うことだけでなく、事業の実施前においては周知活動を、実施後においては事業成果報告を広く広報することにより、他の自治体が事業実施の参考にできる事業

ex. ホームページの開設、メールマガジンによる周知、広報誌による周知、チラシの配布(方法)、クレア機関紙への掲載など

2. 要綱第 4 条（助成額）について

複数の助成対象団体が共同で行う事業についての助成額は、その事業を実施する団体の数にかかわらず、1事業あたり 400 万円とします。また、共同で実施する事業の申請は 1 団体あたり 1 事業に限ります。

3. 助成申請書作成について

- ・自治体等各団体において、1 団体あたりの上限額の範囲で複数事業の申請を行う場合、申請書及び収支予算書は1 団体につき1 枚にまとめて提出してください。ただし、事業計画書は事業ごとに作成してください。（参考資料がある場合は、併せてご提供ください。）
- ・複数の助成対象団体が共同で事業の申請を行う場合は、当該事業の経理事務を担当し、責任をもって事業の執行管理を行う団体（代表団体）が申請書を作成し、提出してください。この申請書は、団体単独で実施する事業とは別に作成して提出してください。

4. 実績報告書の提出について

事業完了後は、様式第3号により事業の実績報告を行っていただきます。また、クリアホームページにおいて事例を掲載するための原稿執筆を依頼することもございますので、ご承知願います。

5. 広報について

事業の実施にあたり、広報用のパンフレットや報告書などの成果物に、クリアの助成事業である旨を表記してください。クリアの助成事業であることを広く周知するために、ご協力をお願いします。

【表記例】

この事業は、財団法人自治体国際化協会の助成事業により実施されています。